

米子市防災資機材等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織、自治会その他市長が認める団体（以下「自主防災組織等」という。）に対して防災資機材等（防災活動を行うために必要な資材及び機材その他の物品をいう。以下同じ。）を貸し出すものとし、その貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象事業)

第2条 防災資機材等の貸出しは、自主防災組織等が主催する防災を目的とした訓練、研修その他の事業を対象として行うものとする。

(防災資機材等)

第3条 自主防災組織等に対して貸し出す防災資機材等は、次に掲げるものとする。

- (1) 訓練用水消火器
- (2) 消火訓練用標的
- (3) 防災意識啓発用DVD
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(借用申請)

第4条 防災資機材等を借り受けようとする自主防災組織等は、防災資機材等借用申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出し)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、防災資機材等を貸し出すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害時又は公用若しくは公共用に防災資機材等を供する必要があるときは、当該防災資機材等の貸出しを行わないものとする。

(貸出期間等)

第6条 防災資機材等の貸出しの期間は、当該貸出しの日から起算して7日を経過する日（その日が米子市の休日を定める条例（平成17年米子市条例第4号）第2条第1項に規定する市の休日（以下この項において「市の休日」という。）に当たるときは、当該市の休日後において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日）までとする。

2 防災資機材等の貸出し及び返却を行う場所及び時間は、市長が指定するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、防災資機材等の貸出しを中止し、当該防災資機材等の貸出しを受けた自主防災組織等に対し、当該防災資機材等を返却させることができる。

- (1) 当該自主防災組織等が偽りその他不正の手段により防災資機材等の貸出しを受けたとき。
- (2) 当該自主防災組織等がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 災害時又は公用若しくは公共用に当該防災資機材等を供する必要性が生じたとき。

(貸出しの費用)

第7条 防災資機材等の貸出しは、無償とする。

(防災資機材等の管理)

第8条 防災資機材等の貸出しを受けた自主防災組織等（以下「借受者」という。）は、当該防災資機材等を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(禁止事項)

第9条 借受者は、当該防災資機材等について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該貸出しの目的以外の目的のために使用すること。
- (2) 米子市の区域以外の区域において使用すること。
- (3) 営利を目的として使用すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の利益のために使用すること。
- (5) 特定の個人、法人、政党、宗教団体等の利益のため、又はこれらに対する誹謗中傷^{ひぼう}をするために使用すること。
- (6) 他人に転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供すること。
- (7) 原状を変更すること。
- (8) 汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止する行為

(損害賠償)

第10条 借受者は、防災資機材等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、自己の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(免責)

第11条 市は、防災資機材等の誤った使用又は貸出中における管理の不備により生じた損害については、その賠償の責めを負わない。

(規定外事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、防災資機材等の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。